

仕 様 書

1 名称

「第3期中京区基本計画」冊子作成業務委託

2 契約期間

契約締結の日から令和3年8月31日まで

3 目的

今後5年間の中京区のまちづくりの指針となる「第3期中京区基本計画」を広く区民に理解していただくための冊子等を作成するものです。

4 内容

(1) 「第3期中京区基本計画」冊子の版下作成

ア A4冊子 60ページ程度、フルカラー（予定）

イ 必要に応じて、写真の撮影やイラストの作成等をお願いします。なお、本市所有の写真については利用可能です。

ウ 作成に当たっては、ユニバーサルデザインの視点到留意してください。

エ その他デザインの細部については、本市と協議のうえ、その指示に従ってください。

(2) (1) 「第3期中京区基本計画」冊子のホームページ掲載用PDFデータ作成

データはCDに保存して納品してください。

(3) (1) 「第3期中京区基本計画」冊子の印刷

5 校正の回数

6回（予定）

6 成果物

(1) 仕様（予定）

A4冊子 60ページ程度、フルカラー、中綴じ、マットコート110kg

(2) 納品時期及び部数

ア 令和3年6月 1日頃までにその時点の校正冊子（データ）

イ 令和3年8月20日頃までに4,000部（最終稿）

7 留意事項

(1) 法令遵守

受託者は、本業務の遂行に当たり、関係法令を遵守し、常に適切な監理を行ってください。

(2) 情報セキュリティ対策

受託者は、本業務の遂行に関して知り得た個人情報その他の情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできません。また、本業務が完了した後においても同様とします。

(3) 業務の進め方

受託者は、逐次、本市と協議を行い、その指示により業務を進めるとともに、業務の結

果については速やかに報告してください。

(4) 損害賠償

本業務の遂行に伴い、第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理することとします。

(5) 成果物の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて本市に帰属するものとし、本市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用することはできません。

(6) 疑義の協議

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議し、その解決を図るものとします。

(7) 再委託

受託者は、本市の承諾のもと、本業務の一部を再委託することができます。